

令和4年 中間市農業委員会総会（8月）議事録

1. 開催日時 令和4年8月18日（金） 10時00分開始  
10時13分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 2階 第1会議室
3. 出席委員 6名  
会長 柴田 功 2番 井上俊子 3番 牧野謙二  
4番 日高誠司 5番 貞末 照 6番 花田正則
4. 推進委員 3名  
田中久光 丸山政和 日高靖
5. 傍聴者 1名  
柴田芳信議員
6. 事務局 5名  
平川事務局長 池本係長 坂本 小南 熊井
7. 議事日程について  
議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

【議事内容】

柴田議長： 皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は、6名で委員定数の過半数に達しておりますので、令和4年8月の農業委員会が成立いたしましたので、ただちに本日の会議を始めたいと思います。

本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしく願いいたします。

それでは、最初に議決事項について議題といたします。

議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」を提案理由の説明をお願いします。

事務局： はい。資料1ページ目をお開きください。こちらは「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」の申請となっております。こちらは、農

地のまま所有者を伴う有償により移転するものとなっております。今回1件申請がなされておりますので説明いたします。

農地の所在地中間市大字垣生字仁八田。面積1,339㎡。同じく字仁八田。面積132㎡。譲渡人。住所中間市大字垣生。譲受人。住所中間市大字垣生となっております。こちらは、市街化調整区域の農用地外であるため中間管理機構が活用できないことから、農地法第3条の規定による許可申請を行っております。こちらの農地の写真及び位置図につきましては、2ページ目及び3ページ目に載っておりますのでご確認をお願いします。

次に、4ページ目をお願いします。

農地法第3条の位置づけをする際は、第2項の要件を全て該当しない場合が、こちらの手続ができるようになりますので説明します。

第2項第1号(全部効率利用)、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため、該当いたしません。

第2項第2号(農地所有適格化法人以外の法人)、こちらにつきましては、譲受人は個人であり、法人ではございませんので該当しません。

第2項第3号(信託)、こちらにつきましては、信託ではありませんので、該当いたしません。

第2項第4号(農作業常時従事)、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれますので該当いたしません。

第2項第5号(下限面積)、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積である5,000㎡を超えておりますので該当いたしません。

第2項第6号(転貸禁止)、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たりませんので、該当いたしません。

第2項第7号(地域調和)、申請地では、大豆及び水稻等の作付を行い、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、事務局坂本と地元農業委員である牧野委員、地元推進員である田中委員で現地調査を行い、周辺農地の利用状況等を確認しておりますのでこちらも該当いたしません。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局からの説明がありました。今回、本件につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。無いようでしたら採決をとりたいと思います。本件について賛成の方の挙手をお願いします。

賛成多数のため原案どおり承認いたします。これで議案第9号を終わります。

続きまして、「その他について」を議題といたします。事務局ありませんか。

事務局：その他①農業委員会業務必携の配布について

その他②農業委員会活動記録簿の様式の配布と記入方法について

その他③農地パトロールの実施の説明について

柴田議長：他にご意見がないようですので、以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条により議長において、井上委員、牧野委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了し、本日の会議を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

議事録署名委員

牧野 謙二

井上 俊子